

保護者 様

大田区教育委員会

## オンライン上の仮想空間（VLP 空間）を活用した登校支援について

日頃より区の教育施策に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

このことについて、本区における VLP 事業を下記のとおり実施しますので、御案内いたします。

### 記

#### 1 目的

不登校（傾向も含む）児童・生徒の社会との繋がり及び居場所、学びの場をつくるため。

#### 2 内容

オンライン上に用意した仮想空間（VLP 空間）で、児童・生徒同士の会話又は児童・生徒と心理相談員等との会話や相談、学習活動の機会を提供する。

#### 3 対象

次のいずれかの条件に該当する児童・生徒のうち、教育委員会が認めた者

- (1) 学校の別室登校へ安定的に通室することができていない不登校の児童・生徒のうち、社会との繋がり又は居場所、学びの場を求めている者
- (2) つばさ教室へ安定的に通室することができていない不登校の児童・生徒のうち、社会との繋がり又は居場所、学びの場を求めている者
- (3) 各種相談機関等とどこにも関わりをもっていない不登校児童・生徒
- (4) みらい学園に在籍する児童・生徒のうち、一時的な休息をとるために社会との繋がり及び居場所、学びの場を求める者

#### 4 利用申込方法

**別紙 1**を在籍校へ提出する。

なお、在籍校経由での提出が難しい場合は、直接、大田区教育委員会指導課担当指導主事へ持参または郵送で御提出ください。

#### 5 利用開始までの流れ

**別紙 1**提出以降の流れは、次のとおりとします。

- (1) 教育委員会から申し込みに至った経緯を児童・生徒及び保護者へ確認をいたします。経緯によっては、当該児童・生徒の在籍校にも事実を確認いたします。

- (2) 教育委員会で、当該児童・生徒の VLP 利用が本人にとって望ましいか否か検討（アセスメント）します。
- (3) 教育委員会で、VLP 利用が本人にとって望ましいとされた場合、教育委員会から VLP を利用するための ID と初期パスワード等を御案内します。VLP 利用以外の支援が児童・生徒にとって望ましいとされた場合は、担当指導主事から当該支援を御案内します。

## 6 利用可能時間

平日の午前9時から午後5時まで

(年末年始(12月29日から1月3日まで)は除く)

## 7 その他

- (1) VLP 空間には、在籍校等から貸与されたタブレット端末でログインしてください。その他の端末でログインした場合、当該端末の操作に関する質問は受けられません。なお、利用者側の通信環境に関する質問には答えることができません。利用者側で直接、利用している通信事業者等へ確認してください。
- (2) VLP 空間内での疑問は、空間内にいるオンライン支援員等のアバターへ質問してください。
- (3) VLP による支援の終了を希望する場合は、担当指導主事へ相談してください。
- (4) 右の二次元コードから、VLP に関する紹介動画を視聴できますので、御覧ください。
- (5) VLP 上で実施するイベント、又は教育委員会が主催する自然体験活動等のお知らせのために、活用させていただく場合があります。
- (6) その他、不明な点は担当指導主事へお問合せください。



### 【担当】

大田区教育委員会事務局

指導課 担当指導主事 村松・渡邊

TEL 03-5744-1435